

広島県告示第七百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
井上歯科クリニック	尾道市久保二丁目一番五号	平成二八年九月三〇日
平戸歯科駅前	府中市元町四七二―一	平成二八年九月二五日
きらら歯科医院	大竹市西栄三丁目一七―七	平成二八年九月三〇日
イオン薬局広島府中店	安芸郡府中町大須二丁目一―一	平成二八年一〇月一六日
小坂内科医院	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目八―四二	平成二八年八月六日
つくし薬局	山県郡安芸太田町加計三四八五―一一	平成二八年九月三〇日